

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第143号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「子育て相談係長」を「子育て相談係長 子育て支援係長」に改める。

第6条第3項健康福祉部の款保険年金課の項第10号中「(区長に権限が委任されたものに限る。)」を「及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金に関する事務のうち区長に権限が委任されたもの」に改める。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款第18号を同款第19号とし、同款第17号の次に次の1号を加える。

(18) 児童福祉法による助産の実施、母子保護の実施並びに助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の賦課、減免、調定及び徴収に関すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)